

## えひめ共済会館 宿泊約款

(宿泊契約の適用範囲)

- 第1条 当会館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する約定は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、関係法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当会館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当会館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当会館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者氏名、住所又は勤務先及び電話番号
- (2) 宿泊日
- (3) その他当会館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当会館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立)

- 第3条 宿泊契約は、当会館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当会館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 当会館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の当会館利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

- (8) 愛媛県旅館業法施行条例第5条に規定する場合に該当するとき。
- (9) 宿泊しようとする者が未成年者であって、明らかに保護を必要とする状況にあると認められるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)であるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人及びその関係団体又はその構成員であるとき。
- (12) 宿泊しようとする者が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
- (13) 宿泊しようとする者が、会館若しくは会館職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったことが明らかになったとき。

#### (宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当会館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 前項の届出がなく又は届出が遅れたために、当会館に損害を与えた場合は、その実費を申し受けます。ただし、この場合やむを得ないと認められる事由(公共交通機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない事由)によるものについては、その額の一部又は全部を免除することがあります。

#### (当会館の契約解除権)

第6条 当会館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を行うおそれがあると認められるとき、又は同行為を行ったと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊客に客室を提供することができないとき。
- (5) 宿泊客が、泥酔等により他の当会館利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (6) 宿泊客が、客室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当会館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なもの)に従わ

ないとき。

- (7) 宿泊客が、暴力団等であるとき。
  - (8) 宿泊客が、暴力団等が事業活動を支配する法人及びその関係団体又はその構成員であるとき。
  - (9) 宿泊客が、暴力団に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
  - (10) 宿泊客が、会館若しくは会館職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったことが明らかになったとき。
- 2 当会館が、前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当会館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所、勤務先及び電話番号。
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。(パスポートを提示。)
- (3) 出発日及び出発予定時刻。
- (4) その他当会館が必要と認める事項。

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当会館の客室を使用できる時間は、15時から翌日の10時までとします。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当会館においては、当会館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条 当会館の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示及び客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合にはお知らせします。

(宿泊料金等の支払い)

- 第11条 宿泊料金等の支払いは日本国の通貨により、宿泊客の出発の際又は当会館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 2 当会館が宿泊に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当会館の責任)

- 第12条 当会館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当会館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当会館は、消防機関から防火優良認定証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため施設賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第13条 当会館は、宿泊客に契約した客室の提供ができなくなったときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当会館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、宿泊料相当額を宿泊客に支払い、その費用は損害賠償額に充当いたします。ただし、客室が提供できないことについて、当会館の責めに帰すべき事由がないときは、この限りではありません。

(寄託物の取扱い)

- 第14条 宿泊客が、フロントに寄託した物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当会館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当会館がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当会館に故意又は重大な過失があったときを除き、15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当会館にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当会館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当会館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当会館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第15条 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当会館に到着した場合は、その到着前に当会館が了解したときに限って善良なる管理者として保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当会館内に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当会館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとし、これに要する必要経費は所有者の負担とします。
- 3 所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め1か月間保管後、最寄りの警察署に届けます。ただし、当該物品等がお忘れ物か遺棄物(いわゆるゴミ)かの判断は、発見日を含めて1週間以内に当会館でさせていただき、廃棄物を含め食品等腐敗するものは、警察署に届けることなく破棄いたします。
- 4 第1項及び第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当会館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前2項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第16条 宿泊客が当会館の駐車場を利用する場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当会館は場所を提供貸与するものであって、車両の管理責任までを負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当会館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めを負います。

(宿泊客の責任)

- 第17条 宿泊客の故意又は過失により当会館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当会館に対し、その損害を賠償していただきます。

(免責事項)

- 第18条 宿泊客が当会館内からのコンピューター通信の利用については、宿泊者自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信の利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果、宿泊者がいかなる損害を受けた場合においても、当会館は一切の責任を負うものではありません。また、コンピューター通信の利用にあたり当会館が不適切と判断した行為により、当会館及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。